

下関商業高等学校学校運営協議会運営要綱

下関商業高等学校

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市教育委員会が示した「下関市学校運営協議会規則」を受けて、下関商業高等学校学校運営協議会（以下「協議会」という）の運営に関して設けるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営に関して下関市教育委員会(以下「教育委員会」という)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進や家計強化をすすめることにより、地域のニーズを迅速かつ的確に反映させるとともに、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進め、地域に開かれ信頼される「地域とともにある学校づくり」に取り組むものとする。

(委員)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 学識経験者
- (4) 校長
- (5) 教職員
- (6) その他 教育委員会が必要と認める者

2 校長は、委員を推薦することができる。

3 委員の定数は、15人以内で教育委員会が校長と協議して定める。

4 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を委嘱又は任命することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の規定により新たに委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長は、会長をもって充てる。ただし、会長の指名する者が行ってもよい。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。

- (1) 教職員の採用その他任用に関する事項について審議する場合
- (2) その他、特別な事情により、協議会が必要と認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会又は対象校の運営に著しい支障を来たす言動を行うこと。
- (2) 政治活動、宗教活動等に委員としての地位を利用すること。
- (3) その他委員たるにふさわしくない行為を行うこと。

(基本的な方針等の承認)

第9条 校長は、毎年度次の各号に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校教育目標及び学校経営方針に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること

2 校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に沿って、学校運営を行うものとする。

3 第1項の承認が得られない場合は、校長は、協議会の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、校長が作成した基本的な方針について、協議会の承認が得られるまでの間、効力を有するものとする。

(意見の申し出)

第10条 協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、教職員の採用その他の任用に関する事項について、要望を校長に述べ、校長は要望を踏まえ、教育委員会に具申することができる。

(学校運営等に関する評価)

第11条 協議会は、毎年度1回以上、当該対象校の運営状況等について評価を行うことができるものとする。

2 協議会は、学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が推進されるよう努めるものとする。

(協議会活動の情報提供)

第12条 協議会は、その活動の状況等について、地域住民等に対し積極的な情報提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第13条 教育委員会は、委員から辞任の申し出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解任することができる。

- (1) 第9条第1項又は第2項の規定に違反したとき
- (2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき
- (3) その他、解任に相当する事由があると認められるとき

2 校長は、委員が前項各号の一に該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。